

# 否定命令文の基本的機能

佐藤友哉

## 一 はじめに

否定命令文の形式一つに、「走るな。」「泣くな。」のごとく動詞の終止形に、いわゆる禁止の終助詞「な」のついたものがある。禁止の「な」は多くの動詞につくが、中にはつかないものもあり、動詞と「な」の接続にはどのような制約が見られるのか、そして、その制約と否定命令文の機能とはどのように関わるのかといった問題を提起することができる。というのも、「な」が全ての動詞につく訳ではないということは、否定命令文の機能を、単に動作の禁止——禁止や命令といい難い用法があるので、これは便宜的な呼び方——と記述するだけでは不十分ということであり、「な」がつく動詞の制約と否定命令文の機能とは密接に関連すると考えるからである。

また否定命令文は〈命令〉の用法をその典型とするが、

次のように、既にし終わったことに対しても発話され、これは〈命令〉とは呼べないことが指摘されている（詳しくは後述）。

・（突然現れた相手に）「うわあ、急に現れるなよ。話が佳境に入ってるんだから。（以下略）」

（浅田次郎『地下鉄に乗って』）  
以下、「な」がつく動詞の制約と併せ、右例が〈命令〉でなければ何であるのか、さらに〈命令〉とこの用法との関係はどのようなものかを考察することで、否定命令文の基本的・本来の機能を探りたい。

## 二 先行研究概観

否定命令文に関するこれまでの議論をまとめ、問題のありかを示そう。

仁田（一九九二）では、

（1）「生意気を言うな。」

を例に取り、「[言ウナ]」は、言うことと命じていてないのでなく、言わぬことを命じているのであり、「[言ウナ]」の「[ナ]」は、〈言表事態〉の否定化と命令を一挙に表している形式」（233頁）であるとする。

さらに、仁田は禁止を〈続行阻止〉と〈未然防止〉とに分ける。

（2）（現在、喋っている人に）喋るな！　　〈続行阻止〉

（まだ喋っていない人に）喋るな！　　〈未然防止〉

（2）は、「禁止されている事態（筆者注、喋らないこと）」が未だ実現せず、事態そのもの（注、喋ること）が存在している場合の禁止」であり、（3）は、「禁止されている事態そのもの（注、喋らないこと）が既実現で、事態そのもの（筆者注、喋ること）が存しない場合の禁止」（253頁）であるとする。

村上（一九九三）では、否定命令文は「その動作の禁止・制止をあらわす」（94頁）とし、「制止的な禁止」と「予防的な禁止」とに分ける。〈制止的な禁止〉とは「きき手」の動作がすでに始まつていて、その動作や状態の中止・中断をもとめ、制止する」ものであり、〈予防的な禁止〉とは「きき手」がこれからおこなおうとする動作、あるいはお

こなう可能性のある動作について、おこなわないようにならかじめ要求する」（同）ものであると述べる。

そして「すでに実現してしまった過去の動作のことであれば、今さら制止や禁止としてはたらくなことはなく、きき手の過去の言動にたいする単なるはなし手の評価的な態度にすぎなくなる」（101頁）とし、次例を挙げる（傍線筆者）。

（4）

「いま頃、なきやがるなら、なにもひとさわがせなことするな」染の声はきびしい怒りに満ちて

いた。

尾崎（二〇〇七）は、仁田（一九九一）、村上（一九九三）を受け、「実行要求を「命令の機能」と呼ぶことにすれば、従来の研究（筆者注、否定命令文だけでなく、命令形を取る文も含まれる）は、主にこの命令の機能を出発点として考察を行つてゐる。そのため、命令の機能を果たさないいわゆる逸脱した命令文にはあまり注意が払われていない」（66頁）とする。例えば仁田（一九九一）では、意志性を欠く〈願望〉の例（「明日天気になーれ！」）は取り上げられていて、（4）のような既に実現してしまった過去の動作に対する例は取り上げられていないと指摘する。また、村上（一九九三）では〈願望〉の例、（4）のような例はともに扱われてはいるが、（4）についての「評価的な態度」を表すという記述は「重要」としつつも「これがどのようなことを意

味しているのかややわかりにくいままで終わっているように思われる」(67頁)と述べる。

そこで尾崎(二〇〇七)では、命令の機能を果たさない否定命令文に注目した上で、動詞+「な」の形式を取る否定命令文全般の機能と特性を論じている。その機能とは次の通りである(一、二及びa～fの付加、配置は筆者による)。

- |         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 一 命令    | a 制止的命令 | b 予防的命令 |
| 二 非命令   | c 願望    | d 不満の表明 |
| e 当為的判断 | f 評価    |         |
- (5) 「空を見上げて 明日は降るなよ。」  
(6) 「相手に『あんた』と呼ばれて」「(ムツ)あんたって言うな」  
(7) 「やーい、森田の恥かきっ子」  
石橋先生「(あわてて)コラ、そんな事言うな」  
(8) 「相手が発言したことを受けた」  
修造「(ムツ) クダらないこと言うな」

c～fの例を挙げる(一命令aの例は先の(2)に、bは(3)に当たる。(5)～(8)は尾崎(二〇〇七)より)。

以上、否定命令文に関する先行研究を整理した。これらには多くの重要な記述が見られるものの、解決すべき問題がない訳ではない。

第一にそれははじめにも触れたように、動詞と「な」の接続に見られる制約の問題である。これは否定命令文の機能を考える上で重要と思われるが、本節に挙げた三文献では扱われておらず、考察の余地が残されている。

第二に、尾崎が示す非命令の機能の位置づけに関する問題である。即ち、命令つまり動作の実行要求を命令文の基本的機能であるとし、そこから非命令の機能が派生すると見るのか、別の機能を基本的機能として定めるのかという

尾崎は「時間」と「意志性」の二つの要因によって否定命令文が命令の機能を果たさずかどうかが決まるとする。尾崎によれば(5)は、命令文の対象となる行為(降ること)の実現する時間が未来ではあるが、「意志性」を欠くことにより命令の機能を果たさず、したがって、「降らないこと」を望む〈願望〉となる(74頁)。(6)(7)(8)では、命令文の対象となる行為(「(あんた)言うこと」「(そんな事を)言うこと」「(クダらないことを)言うこと」)が過去のものであるため、「すでにし終わつてしまつたことをしないよう命じることはできず」(69頁)、命令の機能を果たさないとする。

問題は尾崎（二〇〇七）では明らかとされていない。これは尾崎自身認めていることであるが（77～78頁）、命令及び非命令の機能の関係を検討する必要がある。以下、順に見ていくことにする。

### 三 否定命令文の機能

#### 三・一 「な」がつく動詞の制約

禁止の「な」がつく動詞の制約については、既にいくつかの指摘がある（しかし、それらはいわば断片的なものであるため、包括的な記述が求められるところではある）。金田一（一九四七）によれば、「な」は状態動詞と第四種の動詞にはつかない（<sup>3</sup>21頁）。実際、これらに「な」をつけても非文となることが確認できる。

状態動詞 + 「な」

- \* （机に対し）あるな。／\* （英会話なんて）出来るな。
- ／\* （ナイフに対し）切れるな。／\* 話せるな。／\*
- 見えるな。／\* 大きすぎるな。
- 第四種の動詞 + 「な」
- \* 耸えるな。／\* すぐれるな。／\* ありふれるな。／
- \* 才気走るな。／\* 似るな。

状態動詞、第四種の動詞は、ともに動作性がない。「な」

は動作性を表さない動詞にはつかないようである。では「な」が動詞につく場合はどうか。

(9) 「今日から赤の他人や。もうウチに来るな」

（野島伸司『高校教師』）

(10) 「迫つて来る男に」「寄るな、あぶねえぞ」

（藤沢周平『驟り雨』）

(11) 「誕生日終わってるよ」「怒るなつて。ほら」

（室井佑月『血い花』）

(12) 「もう泣くな。命令だ」

(13) 「甘つたれるな。」

（同）

(9) (13) で「な」に上接する「来る」「寄る」「怒る」「泣く」には、いずれも動作性がある。<sup>(13)</sup>の「甘つたれる」は、状態性が高いが、これは時間の観念を含むため動作性も有しており、「な」がつく動詞は動作性を表すことがわかる。<sup>(5)</sup>

宮島（一九七二）にも動詞と「な」の接続に関する指摘がある（<sup>424</sup>～<sup>426</sup>頁）。宮島によれば、受身的な意味を表す動詞「言い付かる」「（被害を）被る」や偶然の結果を表す動詞「出会う」「行き会う」には「な」がつきにくいとする。

- \* 言い付かるな。／\* （被害を）被るな。／\* 出会うな。／\* 行き会うな

「言い付かる」「被る」「出会う」「行き会う」はいずれも

動作性を表すが、右のよう 「な」 はつかない。

そのため、「な」 がつく動詞とこれらとの違いが問題となるが、これを考へる上で、筆者には高見・久野(二〇〇一)の考察が有効に思える。その考察とは、ある事象について、それが主格名詞句みずからが引き起こすものか否かを分析するといったものである。これに関する同文献の記述を挙げよう。

学生が廊下を走る。／雨が降る。

高見・久野によれば、学生が廊下を走るのは、学生みずからの内的な力により引き起こされた事象であり(259頁)、雨が降るのは、自然の力を持つ雨がみずから引き起こす事象である(264頁)。一方、次の例はそれぞれの主格名詞句みずからが引き起こす事象ではないとされる。

ビルが建つ。／学校行事が続く。

ビルが建つたり、学校行事が続くのは、工事関係者や先生方といった外的要因がそれぞれ引き起こす事象であるといふ(259頁)。

これを援用し、「な」 に上接する動詞の表す動作について、それが主格に立つべき主体、即ち否定命令文の相手み

ずからが引き起こすものかどうかを検討したい。

先の(9)～(13)では、「来る」「寄る」は意志的・意図的な動作であるため、命令文の相手みずからが引き起こすもので

あるし、「怒る」「泣く」「甘つたれる」といった心理面に関わる動作も、命令文の相手みずからが引き起こすものと分析できる。

一方、前掲した宮島(一九七二)の例では、他人から何かを言い付かたり、災害による被害を被つたりするのは、「他人」「災害」といった外的要因によって実現され、主格に立つべき主体みずからが引き起こすものではない。また、誰かに会つたり、行き会つたりするのは偶然の結果であり、これも主格に立つべき主体みずからが引き起こすものではない。人が有情物であり、動きを持った存在であることだが、出会つたり、行き会つたりすることには必要であるが、これはあくまで潜在的なものであり、動作実現を直接もたらす要素ではなく、(9)～(13)に見た動詞とは明らかに異なる。では、次の例ではどうか。

(14) (ある人物の発言に対し)「みんな騙されるな。」(以下略)

(奥田英雄『町長選挙』)  
(15) 惑わされるな。

(16) そそのかされるな。

右例で「な」 に上接する「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」の表す事態が実現するには当然、外的要因たる他者の関与が必要である。が、「騙される」は相手の嘘を信用することで、「惑わされる」は相手のことばや周

匂の状況に心を乱すことで、「そそのかされる」は、相手のことばに、ついその気になることで最終的に実現する事態である。嘘を信用すること、心を乱すこと、ついその気になることは本人の心理作用であり、主格に立つべき主体みずから側にある要素である。つまり、「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」には外的要因もその実現に関わるが、命令文の相手みずからが事態実現に関わる面もまた同時にあら。ここで、(14)(15)(16)のように受身の助動詞を伴うが、これらとは違ひ非文法的になる例と比較してみる。

\* 批判されるな。／\* 石を投げられるな。／\* からかわれるな。

「批判される」「(石を)投げられる」「からかわれる」事態はいずれも外的要因によつてのみ実現し、主格に立つべき主体が引き起こす側面はなく、この点に(14)(15)(16)との違がある。

また宮島(一九七二)は、人間や動物の生理現象を表す動詞「疲れる」「老いる」「(尿意などを)もよおす」にも「な」がつかないことを指摘する。

\* 疲れるな。／\* 老いるな。／\* (尿意などを)もよおすな。

「疲れる」「老いる」「もよおす」には動作性が認められ

るし「疲れる」「老いる」は状態を表すといった方が適當と思われるが、動作性が全くない訳ではない、生理作用が働くという意味において主格に立つべき主体みずからが引き起す動作と捉えられるが、これらには上記のように「な」がつかない。「疲れる」「老いる」「もよおす」と「な」がつく動詞との差異についてだが、それは、動作の実現を、主体に立つべき主体の努力で回避できるか否かにあると考える。つまり「疲れる」「老いる」「もよおす」といった生理現象の実現はほぼ必然であり、本人の努力では回避できない。このような動詞は、他に「成人する」「三十歳になる」といった、時間が経過した後の必然的な結果を表すものが考えられ、これにも「な」はつかない。

\* 成人するな。／\* 三十歳になるな。

これまでに見た「な」がつく動詞(助動詞を伴うものも含む)「来る」「寄る」「怒る」「泣く」「甘ったれる」「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」はいずれもその動作・事態の実現を命令文の相手の努力で回避可能である。「騙される」「惑わされる」「そそのかされる」に関して一言加えれば、命令文の相手がそのような事態に陥らないよう注意したり、気を確かに持つたりすることでその実現を回避できる。

次に、まれではあるが、非情物がなす動作を表す動詞に

「な」がつく例を見ておきたい。(5)は再掲)。

- (17) 車の中で頬のマッサージをした。下がるな、下がるな、とおまじないをかけながらーー (『町長選挙』)

(5) (空を見上げて) 明日は降るなよ。 (尾崎二〇〇七)

- (18) 風、風、吹くな。シャボン玉飛ばそう。

(歌「シャボン玉」の一節)

(17)(5)(18)で「な」に上接する「下がる」「降る」「吹く」には動作性がある。また「下がる」は、命令文の相手である頬 자체の重みが原因となり起こるので、頬みずからが引き起こす動作である。「降る」「吹く」も雨、風が持つ自然の力によつて起こるため、これも雨、風みずからが引き起こす動作である。動作回避の可能性については、相手が非情物であるため、相手の努力で回避できると判定しづらいところがある。しかし、右例では頬、雨、風が擬人化されていると見なすことができ、それ故、話者が頬、雨、風に、「下がる」「降る」「吹く」動作の実現を回避する能力があると想定しているものと考えられる。

ここので三・一の内容を整理しておこう。

「な」がつく動詞は、①動作性を表す、②命令文の相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事態を表す、③命令文の相手の努力で動作・事態の実現を回避できる(と話者が想定している)、の全てを満たす。

### 三・二 〈命令〉及び〈願望〉を表す否定命令文

三・一では、動詞に「な」がつくための制約を見た。これを基に否定命令文の機能を考えたい。はじめに〈命令〉と〈願望〉の用法から見ていく。(14)(17)は再掲)。

- (14) (ある人物の発言に対し)「みんな騙されるな」。(以下略) (『町長選挙』)

(19) (自分の持ち物を見知らぬ者に触られ)「おい、さわるな。忘れ物じゃないぞ」 (『地下鉄に乗つて』)

- (17) 車の中で頬のマッサージをした。下がるな、下がるな、とおまじないをかけながらーー (『町長選挙』)

(14)(19)で「な」に上接する「騙される」「さわる」はともに三・一に示した、動詞に「な」がつくための三条件を満たす。そして(14)では命令文の相手(「みんな」)が騙されそ

うだという話者の想定があり、「騙されるな」は「騙されないこと」を事前に相手に要求する〈予防的命令〉になっている。(19)では相手が話者の持ち物をさわったのを見て、引き続きさわる動作が継続して起こることが予想される状況で「さわるな」と発話されている。ここので「さわるな」は「それ以上さわらないこと」を相手に要求する〈制止的命令〉になつていて。動詞に「な」がつくための制約を含め、これらを総合すると、(14)(19)で否定命令文は「相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を

相手に要求する態度<sup>(7)</sup>を表すといえる。

(17)の「下がるな」は、(14)(19)と違い、命令文の相手が非情物である。非情物を相手とする命令文は、尾上（一九八六）に、非情物は「話者の要求を理解する耳を持たないから要求は一方的願望」（傍点筆者）であり、「要求の具体的な満足を目指しての〈命令〉とは異なる」（182頁）るとあるように、厳密には〈命令〉とは区別される。ただし、既述の通り、(17)の「下がる」は動詞と「な」の接続に見られる三条を満たすため、「下がるな」も「相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する態度を表している。

### 三・三 動作が完了している場合

〈命令〉及び〈願望〉を表す否定命令文では、「な」に上接する動詞の表す動作が実現する時間は、現在あるいは未来である。では、当該動作が完了している場合、否定命令文は何を表すのか、次にこれを考えたい（20）は冒頭に挙げた例。

(20) （突然現れた相手に）「うわあ、急に現れるなよ。話

が佳境に入つてゐるんだから。（以下略）

（地下鉄に乗つて）

(a) 「相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事

態」の実現回避を相手に要求する態度を表すこと

(20)(21)で「な」に上接する「現れる」「ぬかす（言う）」は動作性並びに、命令文の相手みずからが引き起こす動作を表す。また一般には主格に立つべき主体の努力でその実現を回避できる。しかし、「（急に）現れる」「（失礼なことを）ぬかす」事態は発話の直前に完了している。

「急に現れるな」「失礼なことをぬかすな」は、その場における事態の実現回避を要求している訳ではないが、私見によれば、これは直前における事態の実現回避を仮想的に相手に要求していると考える。つまり、この種の否定命令文は、話者が、既に起きた当該の望ましくない事態が実現する瞬間を想起し、事態の実現回避に対する要求的態度を、自身の過去に対する理想として相手に提示しているのである（これに関しては次節で「よ」の問題とともに補う）。確かに、二節に挙げた尾崎（二〇〇七）の指摘通り、「すでに終わつてしまつたことをしないように命じることはできず」、話者の要求がその場で満たされることはないと、「急に現れるな」「失礼なことをぬかすな」が相手への要求的態度を表すことに変わりはない。

(21) （あの人はドラ息子だという発言に対し）「失礼なことをぬかすな」

（『町長選挙』）

命令として働く訳ではない。というのは、尾崎が述べる通り、否定命令文が命令の機能を果たすのは、「時間」と「意志性」といった条件が整うことを前提とするからである。命令の機能（『その場における動作の実行要求』）が、（あ）に示した要求的態度に一定の条件が整うことで發揮されるものである以上、命令の機能を否定命令文の基本的機能とすることはできない。そのため、（あ）が否定命令文の基本的・本来的機能であると結論付けることができる。

#### 四 補論 「よ」との関わり

最後に、「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文と、いわゆる終助詞「よ」との関連を述べることにする。これは結果的に本論の内容を補うことになる。

否定命令文は「よ」を伴うことがあり、〈命令〉または〈願望〉の用法では、「な」の直後に「よ」がつかなくとも文法性には影響を及ぼさない（もちろん「よ」の有無により、ニュアンスには差が出る）。だが、「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合（次の四例を示す）、全ての例ではないにしろ、「よ」の有無は文法性に関わる。しかも、この種の否定命令文は「よ」がつくと、尾崎（二〇〇七）

の指摘にあるように（76頁）、そのイントネーションは下降調になる<sup>(8)</sup>。（21）は再掲。なお、「よ」のイントネーションが下降調であることを「よ／」で、上昇調であることを「よ／」で表す。また「な」の後に何も発話されないことを「ゆ」で表す。

（22）

（「実はこの前結婚したんだ」という相手に）「私より

早く結婚するな（よ／＼#よ／＼?・ゆ）」

（23）

（あなたから借りていた時計をなくしてしまったと告げ

られ）「なくすな（よ／＼#よ／＼?・ゆ）」

（21）

（あの人はドラ息子だという発言に対し）「失礼なこと

をぬかすなゆ」

（24）

（医者から通院を勧められて）「馬鹿を言うなゆ。通

院する暇などあるか」

（同）

（22）

（23）

で、下降イントネーションの「よ」を付加した場

合は自然な表現であるが、上昇イントネーションの「よ」は、この場面にそぐわない。また「な」の後に何も発話さ

れないと不自然な表現となる。しかし、（21）（24）では「な」の

後に何も発話されていないが、いずれも自然な表現である。

（22）

（23）

と（21）（24）とではどのような違いがあるのか。

「な」が向けられる事態に着目すると、その事態が再び起こる可能性に違いが見られる。（22）では、結婚することが再び起こるとすれば、相手が離婚し再婚することになる

が、結婚の報告を受けた段階でこのようなことは通常想定

されない。(23)では、時計が見つかっていない状態で再び同じ時計をなくすなどということはまず考えられない。一方(21)(24)で、失礼なことをぬかしたり、馬鹿を言つたりすることは日常的にあることであり、発話時以降にも起ころる可能性が十分に見込まれる。

即ち、この種の否定命令文は、「な」が向けられる事態の再び起ころる可能性が低い場合、下降イントネーションの「よ」の必要性が高く、その可能性が高い場合、下降イントネーションの「よ」は必ずしも必要でないことになる。

その理由には、下降イントネーションの「よ」が、「不满」という専ら過去の出来事に対しても抱き、未来に対しては抱かない気持ちを表すことが深く関わると思われる。不满があるということは、裏を返せば過去の出来事に希望があることになるが、過去に対する希望は叶うことがないため、これは「理想」と換言できる。そして、動詞+「な」で構成される否定命令文が結局のところ話者から相手への要求的態度を表すと仮定することにより、上記の理由が説明可能となる。

つまり、ある状況で否定命令文による要求的態度が示されれば、それは発話時以降の動作・事態の禁止と解されやすい。したがって、(22)(23)のような「な」が向けられる事態の再び起ころる可能性が低い状況では、下降イントネーション

の「よ」の発話により、過去に対する不満、並びに過去に対する理想の存在を示すことで、上接する否定命令文が、発話時以降の動作・事態の禁止を表すのではなく、過去に対する仮想的な要求的態度であると明示する必要が生じる。それに対し、(21)(24)のような事態の再び起ころる可能性が高い状況では、否定命令文による要求的態度が発話時以降の動作・事態の禁止と相手に解されても状況との矛盾がないので<sup>(9)</sup>、下降イントネーションの「よ」は必ずしも必要ではないのである。<sup>(10)</sup>

本節の考察により、否定命令文の基本的・本来的機能が結局のところ話者から相手への要求的態度を表すことと、三・二と本節で取り上げたタイプの否定命令文が、要求的態度を、話者の過去に対する理想として相手に示すものであることの確かさを補えたと考える。

ところで井上(一九九三)では、あくまで命令形を取る文を中心とした議論であるが、

(25) (締切日翌日にレポートを提出しに来た学生に) 困りますねえ。ちゃんと昨日のうちにレポートを出してください (よし/?よ H/?ね)。

といった例があることから(傍線筆者。しは下降イントネーションを、Hは上昇イントネーションを表す)、「命令文の基本的な意味は、決して「当該の動作を実行するよう要求す

る」というものではない」(350頁)と述べる。しかし、既述のようには、三・二と本節で取り上げたタイプの否定命令文も話者から相手への要求的態度を表すと考えられるため、筆者はこれに従い難い。

## 五 おわりに

本論では以下のことを述べた。

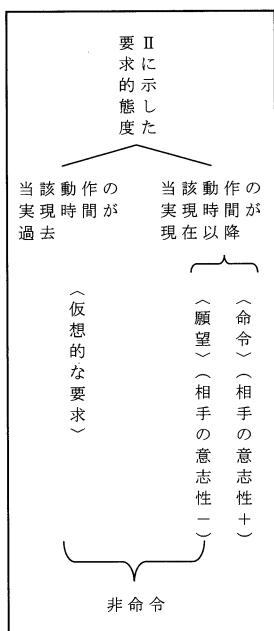
- I 禁止の終助詞「な」がつく動詞は、①動作性を表す、②命令文の相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事態を表す、③命令文の相手の努力で動作・事態の実現を回避できる（と話者が想定している）、の全てを満たす。

II 動詞+「な」の形式を取る否定命令文の基本的機能は、「相手みずからが引き起こす側面を有する動作・事態」の実現回避を相手に要求する態度を表すことである。

- III 「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文は、IIに示した要求的態度を、話者の過去に対する理想として相手に示すものである。これは動作・事態の反復可能性と下降イントネーションの「よ」の要不要の問題から、その確かさを補強できる。

さて、「な」がつく動詞に、なぜIのような制約があるのだろうか。それは、相手に要求することとの整合性の問題だろう。即ち、相手みずからが引き起こす動作であり、かつ、その動作をやめる努力が相手にとつて可能ならば、動作実現の責任を相手に求めることができ、それをやめるよう相手に要求することに合理性があるということである。

IIに示した否定命令文の基本的機能が表す要求的態度と各用法との関係を表すと次のようになる（〔時間〕と〔意志性〕）の二要因による用法の分類は尾崎（二〇〇七）に従う。「な」に上接する動詞の表す動作が完了している場合の否定命令文は〈仮想的な要求〉と仮称しておく）。



(1) 本論では、動詞 + 「な」の形式を扱い、それ以外の否定命令文の形式（「しないでください」、「しないでくれ等）は考察の対象外としたい。

(2) 「制止的な禁止」、「予防的な禁止」は、それぞれ仁田

(一九九二) の「続行阻止」、「未然防止」に相当するものと考えられる。

(3) 〈不満の表明〉、〈當為的判断〉、〈評価〉に関する詳しい説明は、本節と深い関わりにないため省略する。

(4) 状態動詞とは金田一によれば、「動作・作用を表わす」というより寧ろ「状態を表わす」というべき動詞で、通常、時間を超えた觀念を表わす動詞」(7頁)のこと、「～ていれる」をつけることがないのを特色とする。例えば「机がある」の「ある」、「英語の会話が出来る」の「出来る」、「切れる」、「話せる」などの可能相動詞、「見える」「大きすぎる」などがこれにあたる。

第四種の動詞とは「時間の觀念を含まない点で第一種の動詞（筆者注、状態動詞のこと）と似ているが、第一種の動詞がある状態にあることを表わすのに対して、ある状態を帯びることを表わす動詞」(8頁)であり、常に「～ている」の形で状態を表わすのに用いられる。例えば「山が聳えている」の「聳える」、「すぐれる」、「ありふれる」、「才氣走る」「似る」がこれにあたる。

(5) 金田一(一九四七)では、「な」は継続動詞・瞬間動詞（いざれも動作性がある）にはつくことが触れられている(21頁)。

(6) この考察は、高見・久野(二〇〇二)において被害受身の適格性を計るためになされたもの一部である。ただし、ある事象ないし動作が、その主格名詞句みずからが引き起こすものか否かの判定は、筆者と必ずしも一致しない。例えは、

高見・久野は、「老人が坂道で滑る」という事象は外的要因が引き起こすとしている(26頁)。しかし、筆者はこの事象には外的要因も関わるが、老人がバランスの保持に失敗するという意味において主格名詞句みずからが引き起こす側面もあると見る。

(7) ちなみに、半藤(二〇〇六)には「終助詞の実際が表現主体とその相手との関係表示を受け持ち、表現内容に対する表現主体の態度、表明であることからすれば、(以下略)」(30頁傍点筆者)とある。

(8) 尾崎(二〇〇七)を含め、従来、命令文と下降イントネーションの「よ」との関係については、現象に対する指摘はあるが（他に井上(一九九三)）、なぜ「よ」が下降調になるかの説明はなされていない。

(9) ただし、(21)(24)は第一義的には、要求的態度を、話者の過去に対する理想として相手に示す表現であると思われる。

(10) (23) (借りていた時計をなくしてしまったと告げられ)「人からの借り物をなくすな(よ／＼#よ／＼ゆ)」

(23) この例は(23)に「人からの借り物を」を附加したものである。(23)では「な」の後に何も発話されなければ不自然な表現となるが、(23)では容認される。これは、なくす対象を「人からの借り物」のごとく一般化することで、実際になくした特定の

事物以外の広く一般的な借り物も、なくす対象に含むことになるため、事態の再び起ることによる。

### 【参考文献】

- 安達 太郎（二〇〇一）『モダリティ』 くろしお出版（宮崎和人、野田春美、高梨信乃との共著）
- 井上 優（一九九三）「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」——命令文・依頼文を例に——」『国立国語研究所報告105研究報告集14』 秀英出版
- 尾崎 奈津（二〇〇七）「日本語の否定命令文をめぐつて——「スルナ」を述語とする文の特性と機能——」『日本語の研究』 第3卷1号
- 尾上 圭介（一九八六）「感嘆文と希求・命令文——喚体・述体概念の有効性——」（『文法と意味I』 尾上圭介、二〇〇一、くろしお出版所収）
- 金田一春彦（一九四七）「国語動詞の一分類」（金田一春彦編（一九七六）『日本語動詞のアスペクト』 むぎ書房所収）
- 小柳 智一（一九九六）「禁止と制止——上代の禁止表現について——」『国語学』 184
- 佐藤 里美（一九九二）「依頼文——してくれ、してください——」「ことばの科学5」 むぎ書房
- 高見健一・久野瞳（二〇〇二）『日英語の自動詞構文』 研究社
- 仁田 義雄（一九九二）『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
- 半藤 英明（二〇〇六）『日本語助詞の文法』 新典社研究叢書177

新典社

益岡 隆志（一九九一）『モダリティの文法』 くろしお出版  
宮島 達夫（一九七二）『動詞の意味・用法の記述的研究』 秀英

出版

村上 三寿（一九九三）「命令文——しろ、しなさい——」『ことばの科学6』 むぎ書房

付記

本論は、平成23年第四回熊本県立大学・祥明大學校學術フォーラム（於、熊本県立大学）で発表した内容に基づいている。